

行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校（仮称） 基本構想策定支援業務委託仕様書

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、行田市（以下、「発注者」という。）が受注者に委託する「行田市忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校（仮称）基本構想策定支援業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。受注者は、本仕様書に準拠し、本業務を遂行する。

（目的）

第2条 本業務は、「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画〈骨子編〉」及び今後策定を目指す「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画〈個別編〉（案）」（以下「個別編」という。）の内容を踏まえ、令和12年度に開校を目指すBブロック（忍中学校区、行田中学校区、埼玉中学校区、太田中学校区）内における義務教育学校の施設整備の考えをまとめた基本構想を策定するため、建設候補地に係る情報整理や学校施設の規模・機能等の検討とともに、具体的な校舎等の配置、空間構成、整備スケジュール、概算事業費などを示す上での支援を目的とする。

（委託期間）

第3条 委託期間は次のとおりとする。

契約締結日から令和8年3月31日まで

（対象候補地）

第4条 「個別編」で示した建設候補地2箇所

※建設候補地の1つである「佐間地区内の新たな土地」については、契約締結後、受注者に伝達する。

（業務内容）

第5条 本業務の内容は以下のとおりとする。なお、基本構想の策定支援に必要と思われる概ねの事項を示したものであり、プロポーザルの実施において受注者の企画提案により調整することとする。

（1）建設候補地における新校の校舎等の配置図、鳥瞰図及び必要諸室の平面図の作成
配置図作成の際は、建設候補地内における校舎、屋内運動場、グラウンド、職員駐車場等の配置案を複数検討する。

平面図作成の際は、児童生徒の安全面や災害時における避難所活用等を考慮した上で、各教室、管理部門、共用部、体育関係等の必要諸室の面積・部屋数・配置を検討する。この他、学童保育室としての利用も念頭に入れながら検討する。

それぞれの図面は、（3）で実施する市民ニーズ、再編時における児童生徒数

の推計値を踏まえた施設規模、構造、階数を検討した上で作成する。

(2) 建設候補地及び周辺における諸要件の整理

建設候補地における法的規制、基本的制約条件、周辺近隣状況及び埋蔵文化財等について整理する。

建設候補地周辺における電気・水道・ガス設備の他、周辺道路の幅員・種別、登下校の導線、スクールゾーンや一方通行等の交通規制、概ねの交通量などを調査し、整理する。

(3) 再編対象区域内の児童生徒、保護者等のニーズ把握

アンケート調査や再編対象区域内における学校関係者等を対象としたワークショップ（１～３回程度）の運営等、発注者と協議の上、必要な支援を行う。

(4) 発注方法の比較・検討

従来方式、DB方式、PFI方式等、様々な発注形態に関する特徴や課題を整理するとともに簡略的なスケジュールを作成し、最適な発注方法を選定する上での助言を行う。

(5) 施設整備方法の提示及び各種整備方法に係る概算事業費の算定

施設整備方法（改修・増築、改築、新設）を提示するとともに、各種整備方法に係る必要な概算事業費についてランニングコストを含めて算定する。

(6) 設計と条件の整理

基本設計を見据えた設計と条件の整理を行う。

(7) 基本構想等の作成

発注者と協議の上、各業務内容を踏まえて基本構想素案を作成する。素案については概要版を別途作成する。

(8) 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、事業着手時、中間時（月１回程度）、業務完了時に基本的に行うものとするが、業務遂行上、必要な場合は適宜実施する。

受注者は、打合せ協議終了後、速やかに打合せ協議記録簿を作成し、発注者に提出し確認を得ること。

打合せ場所は、行田市教育委員会事務局を基本とするが、その他スムーズな意思疎通を図り業務の手戻りを防ぐため、電話、メール、オンライン会議システム等で随時打合せを実施すること。

(成果品)

第6条 本業務における各種作成資料をまとめた報告書（電子データ）を成果物とする。

成果物は原則として、業務完了報告書、基本構想素案、基本構想素案概要版及び本業務で作成した資料のうち発注者が指定したものとし、委託期間中に提出する。なお、成果物の提出に当たっては、事前に発注者の確認を受けて提出する。

2 令和8年1月下旬までに、本業務に係る中間報告を提出すること。提出範囲は発注

者と協議の上決定する。その他、発注者が必要に応じて部分納品を求める場合がある。

3 成果物の規格は、原則としてA4判とし、書式は発注者と協議の上決定する。

4 電子データは、CD-R等の記録媒体にそれぞれファイルが分かるようにタイトルを付けて保存した物を提出する。

(ア)基本構想素案、基本構想素案概要版:Microsoft Word 又はMicrosoft PowerPoint

(イ)表・グラフ:Microsoft Excel 又はMicrosoft PowerPoint

(ウ)写真・画像等:PNGまたはJPEG

5 成果品の納品先は行田市教育委員会学校教育部教育総務課(〒361-0052 埼玉県行田市本丸2番20号)とする。

(業務実施体制)

第7条 受注者は本業務を指揮する管理者を配置すること。また、管理者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。なお、やむを得ない場合とは、発注者が判断するものとする。

2 受注者は、本業務の実施に当たり、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。

3 受注者は、本業務の実施に当たり、専門的知識を有する業務主任担当者をもって、秩序正しい業務を履行させるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の能力及び経験を有する業務担当者を配置すること。

(留意事項)

第8条 本業務履行に際して必要な人件費、取材費、旅費等全ての経費は、当初の契約金額に含むものとする。

2 本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとする。

(業務の適正な実施に関する事項)

第9条 受注者は、本業務の実施に当たり、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守すること。

2 受注者は、本業務の実施に当たり、最新の情報や事例を広く収集し、実行性の高い具体的取組みを提案すること。

3 受注者は、本業務の進捗について、発注者に対して定期的に報告すること。

4 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはしないこと。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができる。

5 受注者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

6 受注者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(危険の負担)

第10条 委託業務実施中又は委託業務に起因すると判断される事故が発生した場合、その責任は全て受注者の責任とする。

(業務の継続が困難となった場合の措置)

第11条 受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の取り消しができる。この場合、発注者に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。

2 災害その他の不可抗力等、発注者及び受注者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、契約の取り消しなどにより次期受注者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータを遅滞なく提供することとする。

(その他)

第12条 本仕様書に定めのない事項については、行田市委託契約約款によるものとする。

2 業務上疑義が発生した場合は、双方協議により業務を進めるものとする。